

全国社会保険委員会連合会

会 報

令和8年8月 第39号



鹿苑寺（金閣寺）

トピックス

健康保険法等の一部改正が成立

「健康保険法等の一部を改正する法律案」が令和8年5月29日に成立しました。

この法律などによる医療保険制度改革は、将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて、医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させる観点から、給付と負担の見直しを行うものです。

詳細は、厚生労働省ホームページを参照ください。



全国社会保険委員会連合会 第36回定期総会

開催報告

令和8年6月8日（月）全国社会保険委員会連合会第36回定期総会がTKP品川カンファレンスセンターにおいて開催されました。

開催に当たり出浦会長の挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局・保険局、日本年金機構並びに全国健康保険協会よりご挨拶を頂きました。その後議事に入り、「令和7年度事業報告（案）」並びに収入支出決算（案）、「令和7年度決算剰余金処分（案）」、「令和8年度事業計画（案）」並びに収入支出予算（案）について審議をお願いし、いずれも「全員の賛成」により承認可決されました。

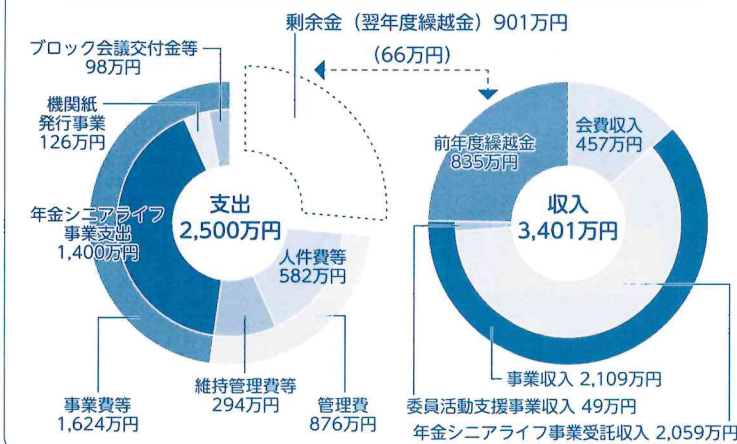
令和7年度事業実施報告として
①都道府県社会保険委員会連合会との連携強化
②厚生労働省等関係機関との連携状況
③ブロック会議への開催支援等
④「年金シニアライフセミナー」の開催支援（24都府県、54会場、参加者1913人での実施）
⑤全委連機関紙『会報』配布（10万4千500部）
⑥『厚生年金保険の早わかり』配布（2万4千部）等が報告されました。

令和7年度収入支出決算については、収入総額が3401万9018円、支出総額が2500万6516円となり前年度からの繰越金（835万3379円）を除いた単年度の実

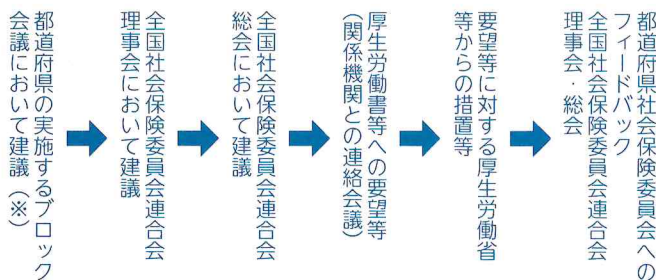
質的収支は65万9123円の黒字決算となったことが報告されました。

一方、令和8年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④『会報』の発行など、収入・支出それぞれ

令和7年度収入支出決算の概要



厚生労働省等との協力・連携の強化に資する協議等（要望書提出含む）の流れ



※ブロック会議未開催の県にあっては、当会ブロック代表副会長等の取りまとめ等による。

3857万5千円の予算で事業を行うこととしています。
なお、令和8年度からは、関係機関との連携強化を図るため委員の意見等を全国社会保険委員会連合会で取りまとめ協議等を実施する方策が示されました（左図）。

会長挨拶

総会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には大変お忙しい中、遠路ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、日頃から当連合会の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

本日は、来賓として公務ご多忙のところ、日頃よりご指導いただいております厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会からも臨席を賜り、第三十六回定期総会を開催できま

すことを心から感謝申し上げます。

さて、昨年6月に公布されました「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」において「被用者保険の適用拡大等」、「在職老齢年金制度の見直し」及び「厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ」などが本年4月より、段階的に施行されることとなります。

こうした中、各事業所における年金委員の果たす役割は、非常に重要であり、その活動に対する事業主、被保険者から寄せられます期待もさらに大きなものなっております。

また、今国会におきましては、「健康保険法等の一部を改正する法律」が提出され、先ごろ成立したところであります。

さらには、「社会保障国民会議」が組織され社会保障と税の一体改革について検討が進められています。

このように社会保障制度を取り巻く環境等が

国民の関心事である現在において、

当連合会としても、制度の普及啓発の担い手として皆様方の力を結集して、引き続き社会保障事業の円滑な運営に積極的に寄与したいと考えております。今後とも、厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会へのご指導ご支援をお願いしてまいりたいと思います。

本日は、「令和七年度事業経過報告」「収支決算見込額」及び「令和八年度事業計画並びに収支予算案」等につきまして、ご審議いただくこととしてお集りいただいているところでございます。

今後とも当連合会事業が円滑に進められますよう、令和八年度におきましても、これまでと同様の事業を実施することを基本としておりますので、何卒ご理解を賜わりまして、本日予定しております議事がスムーズに終了いたしますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

来賓挨拶

厚生労働省年金局事業企画課

重永 将志 課長

中 課長補佐代読

ご紹介をいただきました、厚生労働省年金局事業企画課の中でございます。

本来ですと課長の重永からご挨拶を申し上げますところでございますが、所用のため、出席できず申し訳ございません。

重永から挨拶を預かっておりますので代読させていただきます。

令和8年度の全国社会保険委員会連合会の定期総会が開催されましたことを心からお喜び申し上げます。

また、出浦^{いづみ}会長を始め、全国社会保険委員会連合会の皆様におかれましては、日頃より公的年金事業の円滑な推進及び制度の普及・啓発に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

社会保険制度は、国民一人ひとりの暮らしを支える大切な仕組みであり、安心して生活していただくための基盤でもあります。こうした制度を正しく理解していただき、必要な方にきちんと届くようにしていくことは、極めて重要な取組であると認識しております。

その中で、職域型年金委員の皆様には事業所内での年金制度の周知・理解促進や相談対応に、地域型年金委員の皆様には地域における制度の普及啓発や住民からの相談支援にご尽力いただいております。

皆様の日々の活動は、制度と国民の皆様をつなぐ大変重要な役割を担っており、そのご努力に改めて感謝と敬意を表する次第でございます。

年金委員の皆様がより円滑に進むよう、日本年金機構において、各種資料の提供や研修等を通じた情報提供を行っておりますが、より良い方法のご提案などございましたら、厚生労働省や日本年金機構にお寄せいただければ幸いに存じます。厚生労働省としても日本年金機構と連携を図り、積極的に支援してまいります。

さて、昨年成立した年金改正法に基づき、本

年4月からは、高齢期において就労意欲のある方が、賃金と年金の調整により就労を控えることのないよう、より働きやすい環境を整備する観点から在職高齢年金の支給停止調整額を月51万円から65万円に引き上げ、働き続けることを希望する高齢者の活躍を後押しする取り組みを行っております。

また、厚生年金保険の適用拡大につきまして、企業規模要件の段階的な見直しが行われることとなっており、令和9年10月に向けて、対象となる事業所への円滑な適用に向けた準備が重要となっております。このため、日本年金機構において対象事業所に対する個別の周知・案内を順次行う予定でございます。特に、事業所とのつながりの深い職域型年金委員の皆様におかれましては、こうした取組への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、デジタル化の進展により各種手続の利便性が向上する一方で、制度に対する不安や疑問に対し、きめ細かな対応の重要性は引き続き高いものとなっております。地域や職場の実情に応じた丁寧な説明を行っていただいている皆様の役割は、ますます大きなものとなっております。

厚生労働省といたしましても、日本年金機構と連携しながら、制度の適切な周知と円滑な運用に取り組んでまいります。皆様におかれましては、引き続き、年金制度の普及・啓発活動に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、改めまして、全国社会保険委員会連合会の益々のご発展と、お集まりい

ただいた皆様のご健勝、ご活躍をお祈りして、私からの挨拶とさせていただきます。

厚生労働省保険局保険課 全国健康保険協会管理室 片谷 大介 室長

厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室長の片谷でございます。

第36回全国社会保険委員会連合会定期総会が開催されますこと、まずは心よりお慶び申し上げます。

また、出浦会長をはじめ、ご臨席の皆様におかれましては、社会保険制度の円滑な実施につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年は健康保険法が1926年7月（1日）に施行されてから、ちょうど100年になります。この間、戦争を経て、高度経済成長、オイルショック、バブル崩壊、そして急速な少子高齢化、最近では新型コロナウイルスなど様々な課題に対応しながらも、今日まで健康保険制度が綿々と引き継がれてきました。

現在では、国民医療費は約48兆円となり、今後も毎年増加していく一方、支え手となる労働力人口は減少していく、そうした中で、将来にわたり公的医療保険制度を持続可能なものとして維持し、次の世代に引き継いでいくためには、その時代時代に即した制度改正が不可欠でございます。

このような状況の中、先日5月29日、「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたし

ました。

今回の改正法では、その改正の柱として4点を掲げております。主なものとして、

●1点目は、「より公平な負担の実現、効率的な給付の確保」として、OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険外とする「一部保険外療養」を創設します。

●2点目は、「出産等の次世代支援や現役世代からの予防・健康づくりの拡充」として、出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直しを行うとともに、妊婦健診に伴う妊婦の経済的負担の軽減もあわせて行います。また、現役世代の予防・健康づくりを強化するため、協会けんぽが取り組む保健事業に関する責務の明確化を図ります。

●3点目は、「必要な医療の提供の確保」として、高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化しております。

●4点目は、「その他」として、協会けんぽの平均保険料率の引き下げとあわせ、令和8年度から令和10年度までの3年間の時限措置として、協会けんぽへの国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる特例措置を講じること

を盛り込んでおります。これらにより、必要な保険給付などを適切に行い、世代間・世代内での負担の公平性の確保を図るとともに、限られた医療保険財政・医療資源を効率的に活用する仕組みを構築してまいります。

そして、この改正法の円滑な施行に当たりましては、事業主や被保険者を始めとする関係者の皆様への丁寧な説明が必要不可欠でございます。

健康保険委員の皆様方におかれましては、日頃から協会けんぽと事業主・加入者の皆さまとの架け橋として、健診受診の勧奨をはじめ、健康づくりや生活習慣病予防に関する啓発など、協会けんぽの各種事業の推進に多大なるご尽力を賜っているところではございますが、引き続き、皆様のお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

厚生労働省といたしまして、健康保険委員お一人お一人が、より一層ご活躍いただけるよう、必要な支援に努めてまいります。

結びになりますが、全国社会保険委員会連合会の益々のご発展と、本日お集まりの皆様方のご健勝、並びに今後のご活躍を心より祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

日本年金機構 加藤 卓 理事挨拶

ただ今ご紹介に預かりました日本年金機構事業推進部門担当理事の加藤と申します。機構の現状を含めましてご説明したいと思っております。

まずは総会の開催にあたりまして一言申し上げます。全国社会保険委員会連合会は、平成6年の設立以降、長年にわたりまして、当機構の事業運営にご協力いただきましてこの場をお借りして御礼申し上げます。皆様、職域型の年金委員に委嘱されていると思えますけれども、現在全国で約13万8千人いらっしゃいます。職域型の年金委員の皆様には、会社の中で社会保険の

手続きや年金相談等の対応をしていただいております。非常に有難いと思っております。引き続きご協力いただければ幸いです。

さて、日本年金機構は平成22年に設立しまして16年になりますけれども、5年毎に中期計画を策定して厚生労働省にお諮りしまして、その都度事業実績を報告し評価をいただいております。令和8年度は第4期中期計画が3年経過しましたので折り返し地点となっております。

これまでの間、国民年金保険料の納付率や厚生年金保険の徴収・適用といった基幹業務の事業実績は右肩上がりとなっており一定の結果を残してきました。とは言いつつも皆様からなかなか厳しい評価をいただく点もございまして、まだまだであると感じております。

また、オンラインサービスの関係で先程厚生労働省からもお話がありましたけれども、世の中は著しくデジタル化が進んでおりまして、私共もお客様に合わせていかないとけないと考えており鋭意努力はしております、改善しながら都度対処しているといった状況でございます。

今年度につきましては、まずは「いつでも・どこでも・どなたでも」ということでオンラインサービスに力を入れていくということで、利便性向上の観点からも事業をどんどん拡大しております。それを使いやすくしていく、対象範囲を増やしていく、ゆくゆくは年金相談を個人のお客様から直接オンラインでやりとりをするを目標に現在検討を進めている状況でございます。

最近、外国人が多くなっております、その対策も急務な状況です。なかなか保険料を納め

ていただけない、そもそも適用されていないといった難しい面もございまして、鋭意対応している状況です。

今年度、当機構は「すべてはお客様のために―挑戦と改革―」を組織目標として掲げております。「現状維持は後退と同じである」との意識の下、全国2万人の職員がいろいろなものに取り組んでいますが、機構職員だけでは限界がございまして、やはり職域型の年金委員、地域型の年金委員のお力添えが必要でございます。引き続き機構の事業にご理解・ご協力を賜ればと思っております。

最後になりますけれども、全国社会保険委員会連合会も含めまして、年金委員の皆様が活動しやすくなるような必要な情報等を厚生労働省とも連携しながら対応してまいります。いろいろな要望が機構に対してもあらうかと思えます。その点につきましては、その都度ご意見を直接でも関係者を通じて結構でございますので、お伝えいただければ出来ることは迅速に対応していききたいと思います。

引き続き、日本年金機構の事業運営にご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本総会が成功を収めますことを祈念いたしまして私のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会 北川博康理事長 鳥潟 理事代読

全国健康保険協会 理事の鳥潟と申します。本日は理事長北川にかわりましてごあいさつ申し上げます。このような機会をいただきまして

誠にありがとうございます。

本日ご列席の各都道府県社会保険委員会連合会の皆様方には、日頃から協会けんぽの事業運営につきまして、多大なるご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

2008年10月に協会けんぽが発足し、18年目を迎えました。この間、健康保険委員の委嘱は年々増え続けており、事業所数で約34万社、委員数にして約37万人となりました。健康保険に関する従業員様への広報や手続等の相談に加え、健康診断や特定保健指導の実施、事業所における健康づくりの推進といった事業にもご協力をいただいております。改めまして、社会保険委員会連合会の皆様のご尽力に感謝申し上げますとともに、健康保険委員の皆様方の協会けんぽ事業へのお力添えに心より敬意を表します。

さて、協会けんぽを取り巻く環境ですが、2040年には高齢者人口が最も多くなり現役世代の急激な減少が起ります。こうした人口構造の変化がますます進んでいく中で、加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化に加え、医療現場の物価高騰や賃上げの対応によって、保険給付費の継続的な増加が見込まれ、さらに後期高齢者支援金についても中長期的に高い負担額で推移することが見込まれています。

このような環境の中、保険者として国民皆保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきという立場から、安定運営を目指しているところですが、国の「令和8年度予算編成の基本方針」において、「現役世代の保険料率の上昇を止めて、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型の社会保障の構築を通じ、各種の制

度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」ことが決定されました。それを受け協会けんぽを取り巻く社会・経済情勢を総合的に判断した結果、協会けんぽ発足以来、初めて平均保険料率を引き下げ99%としたところ です。

本日は今後の協会けんぽの重点事業の中から、「DXの推進」と「保健事業の充実」について紹介させていただきます。

まず、「DXの推進」についてですが、マイナ保険証の利用を起点とした医療DXについてです。昨年12月にこれまでの保険証が使用できなくなり、マイナ保険証に完全移行がなされました。マイナ保険証の利用により、過去の医療機関受診データや処方薬剤情報、さらには健診データを医師や薬剤師が確認できることとなり、データに基づくより良い医療が受けられる仕組みへと大きく変わりました。マイナ保険証に完全移行した昨年12月以降、マイナ保険証利用率はようやく5割を超えるようになりましたが、更なるマイナ保険証の利用促進に取り組み、加入者の皆様が良質な医療を享受できるよう国が進める医療DXに貢献していきます。

一方、協会がすすめるけんぽDXとして、今年1月に電子申請サービスの導入と、加入者の方々の健康リテラシー向上や疾病予防に資する「けんぽアプリ」をリリースしました。とりわけ、けんぽアプリについては、4000万人の加入者と繋がっていた保険証が廃止された今、「4000万人とつながるけんぽDX」をコンセプトに、加入者ひとり一人に寄り添いながら健康を支える情報とサービスを届けるプラットフォーム

フォームとして役割を果たしてまいります。

次に、「保健事業の充実」についてです。

協会けんぽでは、加入者の健康増進を図ることを基本使命の一つとしており、これまでも様々な保健事業を進めてきました。

今年度は、人間ドック健診に対する補助開始のほか、35歳以上が対象だった生活習慣病予防健診を20歳、25歳、30歳の若年者へ拡大、40歳以上の生活習慣病予防健診には、偶数年齢の女性を対象とした骨粗鬆症健診の追加を行いました。来年度には、これらの健診を被扶養者にも拡大し、被保険者並みの健診体制を提供します。

また、事業所で実施する保健指導や各種健康セミナーの参加、さらには事業所様と協会けんぽが一緒になって健康づくりに取り組む「コラボヘルス」などを通じて、健康経営に取り組む健康宣言事業所も年々増えており、健康保険委員の皆様のご尽力のもと、加入者の健康に対するリテラシーの高まりを感じております。

最後になりますが、こうした協会けんぽが保険者としての責務をしっかりと果たしていくためには、健康保険委員の皆様のような、協会けんぽと事業所を繋ぐ橋渡しの役割は必要不可欠であり、全国社会保険委員会連合会の皆様をはじめ、健康保険委員、年金委員の皆様との連携がより一層重要であると考えていますので引き続き、私ども協会けんぽへのより一層のご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日本年金機構からのお知らせ

1. 労働契約内容による年間収入での被扶養者の認定の取り扱いについて

(1) 概要

被扶養者の認定における年間収入について、令和8年4月1日以降は、「労働条件通知書」等の労働契約内容がわかる書類に記載のある賃金（※1）から見込まれる年間収入が130万円未満（※2）であり、かつ、他の収入が見込まれず、

①扶養認定を受ける方が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合（※3）

②扶養認定を受ける方が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

これにより、従来の判定方法では基準額を超えていても、労働契約段階で基準額を超えていない場合は被扶養者として認定できる可能性があります。

（※1）労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれます。

（※2）扶養認定を受ける方が60歳以上の者である場合またはおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円未満（ただし、障害年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません。）、扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除きます。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満となります。

（※3）収入が扶養者（被保険者）の収入の半分以上の場合であっても、扶養者（被保険者）の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

(2) 必要書類

本取り扱いにあたり、「被扶養者（異動）届」に以下の①②の両方の添付が必要となります。

①労働契約内容がわかる書類【労働条件通知書、雇用契約書または労働条件が記載されている事業主証明（任意様式）】（以下「通知書等」といいます。）

②扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立書（申立書には扶養認定を受ける方の氏名を記載すること）※

※ただし、被扶養者（異動）届の扶養に関する申立書欄に、扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立てと扶養認定を受ける方の氏名を記載した場合は申立書の添付は不要です。

(3) 留意事項

○例えば、以下のように年間収入の判定ができない場合、本取り扱いでの認定はできません。

- ア、被扶養者（異動）届の「被扶養者になった日」から起算して通知書等上の契約期間が1年未満の場合
- イ、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合
- ウ、「通勤手当有」等となっており、手当の金額が不明確な場合

○申立書または被扶養者（異動）届の扶養に関する申立書欄は、扶養認定を受ける本人に記載していただく必要があります。（扶養認定を受ける方が複数人の場合は本取り扱いの対象となる全員の記載が必要です。）

2. 日本年金機構ホームページ「年金委員 Topics」のご案内

日本年金機構では、公的年金制度の普及・啓発活動にご協力いただく年金委員の皆様に向けて、年金に関するニュースやトピックスを毎月「年金委員 Topics」として、日本年金機構ホームページに掲載しています。会社や地域などでの周知・案内にご協力をお願いいたします。

《掲載場所》

トップページ>年金の制度・手続き>利用者別ガイド>年金委員>年金委員 Topics

3. 退職後も地域型年金委員として活動をお願いします

会社を退職され、職域型年金委員をお辞めになられた後も、これまでの経験や知識を活かし、引き続き、地域型年金委員として、自治会など地域において公的年金制度の普及・啓発活動にご協力いただけますと幸いです。

地域型年金委員の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

《掲載場所》

トップページ>年金の制度・手続き>利用者別ガイド>年金委員>年金委員とは>地域型年金委員について

協会けんぽ

加入者のみなさまへ

電子申請の利用・詳細については、電子申請特設ページをご覧ください。

各種申請手続きが

オンラインでもっと手軽に

これからは、電子申請がおすすめです。

「安心」

システムチェックにより、記載漏れなどのミスが防げます。

制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、正確に申請ができます。

「便利」

郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できます。

スマホやPCから申請後の処理状況が確認できます。

けんぽアプリをぜひご利用ください！

協会けんぽでは、すべての加入者様とつながる「けんぽアプリ」をリリースしました。

けんぽアプリからも電子申請を利用できるほか、あなたの健康に役立つ情報もお届けします。

今後便利な機能も実装予定ですので、この機会にけんぽアプリをぜひご利用ください！

インストールはこちらから

Android

Google Play

でダウンロード

iOS

App Store

からダウンロード

年金委員(職域型)・健康保険委員委嘱者数 (令和8年4月1日現在)

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	5,653人	10,061人
2	青森	1,754人	3,115人
3	岩手	2,482人	4,437人
4	宮城	3,162人	6,776人
5	秋田	1,719人	2,553人
6	山形	1,949人	4,527人
7	福島	2,698人	5,928人
8	茨城	2,781人	8,738人
9	栃木	2,509人	11,488人
10	群馬	2,340人	5,599人
11	埼玉	4,024人	14,077人
12	千葉	3,236人	10,035人
13	東京	12,221人	18,139人
14	神奈川	4,856人	25,125人
15	新潟	4,146人	8,979人
16	富山	2,053人	5,889人
17	石川	1,565人	7,664人
18	福井	1,715人	6,321人
19	山梨	1,486人	2,553人
20	長野	3,965人	6,180人
21	岐阜	2,640人	5,815人
22	静岡	5,190人	22,940人
23	愛知	5,677人	21,122人
24	三重	1,695人	3,596人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,475人	3,959人
26	京都	2,002人	6,564人
27	大阪	5,937人	22,738人
28	兵庫	3,735人	11,421人
29	奈良	1,021人	3,333人
30	和歌山	1,044人	4,061人
31	鳥取	1,278人	2,782人
32	島根	1,499人	3,299人
33	岡山	3,669人	4,154人
34	広島	4,237人	16,089人
35	山口	2,428人	4,956人
36	徳島	1,473人	2,168人
37	香川	2,923人	3,076人
38	愛媛	2,618人	4,203人
39	高知	1,286人	2,213人
40	福岡	5,865人	25,175人
41	佐賀	1,611人	2,489人
42	長崎	1,839人	3,283人
43	熊本	2,931人	8,369人
44	大分	1,758人	4,311人
45	宮崎	2,339人	5,304人
46	鹿児島	2,265人	3,801人
47	沖縄	1,594人	3,751人
	合 計	138,343人	373,156人